

廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業

背景・目的

- * 一度整備されると長期にわたりCO2排出のロックインが懸念される社会システムについては、構築のタイミングで低炭素型のものへと変更することが必要です。その際、地域の特性に応じた優れた技術を用いることにより、地域経済の活性化にも資するインフラ整備モデルの確立を目指します。
- * また、財政上の理由から既存設備を限界まで使用することは、コスト及びCO2排出量増大のみならず、一層経費を圧迫し、設備投資ができないという悪循環を生じさせています。このような場合、設備全体ではなく、エネルギー効率に寄与する部品・部材に着目することにより部分的な改修・調整を行ってエネルギーをコスト効率的に活用し、CO2排出量の抜本的削減ができるモデルを確立することを目指します。

事業概要

①地域特性に応じた低炭素型インフラ整備モデル・実証事業

地域の未利用資源(熱・湧水等)の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を推進するモデル的取組に必要な以下の4事業における設備等の導入経費を支援。

- ア. 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- イ. 低炭素型の融雪設備導入支援事業
- ウ. LNG発電の高効率低炭素化促進事業
- エ. 地域熱供給促進支援事業

<期待される効果>

地域の特性を活かした低炭素化及び地域連携によるCO2削減対策の導入

②未利用資源・コスト効率的活用に向けた設備の高効率化改修事業

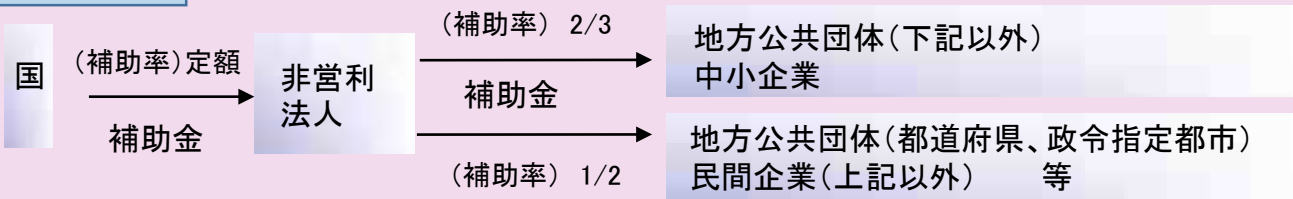
未利用資源の活用コスト効率化、大幅なエネルギー効率改善、CO2の削減に直結する各種施設や設備の部品の交換・追加を行う事業。

ア. 設備の高効率化改修を行う事業

<期待される効果>

設備の部品交換・追加により、低コストで大幅なCO2排出量削減を促進するモデルを確立し、省エネが進んでいない地方公共団体や民間企業に対し省CO2改修モデルを提示

事業スキーム



注1:①ア. の中小企業は「中小企業基本法 第2条第1項」による

注2:①イ. の中小企業は一律民間企業扱いで補助率は1/2

注3:①ウ. エ. の補助率は左図によらず一律1/2

注4:②ア. の中小企業は補助事業者の資本金が1千万円未満の民間企業